

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(芝税務署長)

令和5年8月22日却下・棄却・確定

判 決

原告	株式会社D
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	大石 篤史
同	栗原 宏幸
同	山川 佳子
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	芝税務署長
	渡部 高久
同指定代理人	別紙1指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、芝税務署長が、令和3年1月26日付けで原告に対してした、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 芝税務署長が、令和2年5月29日付けで原告に対してした、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち納付すべき消費税の額1億6041万3400円を超える部分及び納付すべき地方消費税の譲渡割額4943万0800円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 芝税務署長が、令和2年5月29日付けで原告に対してした、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分(ただし、令和4年3月28日付けの同課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分による一部取消後のもの)のうち納付すべき消費税の額マイナス5億4198万3080円及び納付すべき地方消費税の譲渡割額マイナス1億4624万6106円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 3 芝税務署長が、令和2年5月29日付けで原告に対してした、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち納付すべき消費税の額3億3240万1000円及び納付すべき地方消費税の譲渡割額8969万6300円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 芝税務署長が、令和2年5月29日付けで原告に対してした、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち納付すべき消費税の額マイナス8731万1969円及び納付すべき地方消費税の譲渡割額マイナス2355万9995円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 芝税務署長が、令和2年5月29日付けで原告に対してした、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス4億3322万9782円及び納付すべき地方消費税の譲渡割額マイナス1億1690万3256円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 6 芝税務署長が、令和3年1月26日付けで原告に対してした、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 7 芝税務署長が、令和3年1月26日付けで原告に対してした、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 8 芝税務署長が、令和3年1月26日付けで原告に対してした、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 9 芝税務署長が、令和3年1月26日付けで原告に対してした、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、不動産の売買等を目的とする株式会社である原告が、平成27年3月課税期間（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの課税期間をいい、他の課税期間についても同様に表記する。）から平成31年3月課税期間までの各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）において、転売目的で、全部又は一部が住宅として賃貸されている建物の購入（以下「本件各課税仕入れ」という。）をし、本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除して消費税及び地方消費税（以下併せて「消費税等」という。）の確定申告（以下「本件各確定申告」という。）をしたところ、処分行政庁（芝税務署長をいう。以下同じ。）から、その全額を控除することはできないとして更正処分（以下「本件各更正処分」といい、各課税期間に対応した本件各更正処分を「平成27年3月課税期間更正処分」等という。）及びこれに伴う過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受け、

また、平成27年3月課税期間以外の本件各課税期間について原告が本件各課税処分のうち争う部分のみが取り消された場合の税額相当額を「更正の請求金額」とする更正の請求（以下「本件各更正の請求」という。）をしたところ、処分行政庁から、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件各通知処分」という。）を受けたことから、被告を相手に、本件各更正処分（ただし、平成28年3月課税期間更正処分については令和4年3月28日付けの同課税期間の消費税等に係る更正処分による一部取消後のもの）のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める（前記第1の1ないし5の各請求）とともに、本件各通知処分の取消しを求める（同6ないし9の各請求）事案である。

2 関係法令の定め

(1) 消費税法（昭和63年法律第108号）

ア 消費税法30条（平成27年9月30日以前に行った課税仕入れについては同年法律第9号による改正前のもの、同年10月1日以後に行った課税仕入れについては平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下同じ。）1項1号は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定する。

イ 消費税法30条2項1号は、当該課税期間における課税売上高が5億円を超える場合又は当該課税期間における課税売上割合（当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう〔同条6項〕。）が100分の95に満たない場合において、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れにつき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの（以下「課税対応課税仕入れ」という。）、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの（以下「非課税対応課税仕入れ」という。）及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通対応課税仕入れ」という。）の区分（以下「用途区分」という。）が明らかにされているときは、控除する課税仕入れに係る消費税額（以下「控除対象仕入税額」という。）は、同条1項の規定にかかわらず、課税対応課税仕入れに係る消費税額に、共通対応課税仕入れに係る消費税額に課税売上割合を乗じて計算した金額を加算する方法（以下「個別対応方式」という。）により計算した金額とする旨を規定する。

ウ 消費税法30条3項本文は、個別対応方式による場合において、課税売上割合に準ずる割合で、当該事業者の営む事業の種類等に応じ合理的に算定されるものであって、かつ、所轄の税務署長の承認を受けたものがあるときは、当該課税売上割合に代えて、当該割合（以下単に「課税売上割合に準ずる割合」という。）を用いて控除対象仕入税額を計算する旨を規定する。

(2) 国税通則法（昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。）

ア 通則法65条（本件各課税期間のうち平成28年3月課税期間以前については同年法律第15号による改正前のもの、それ以外の課税期間については令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、当該納税者に対し、その更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割

合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨を規定する。

イ 通則法65条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額が、その国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨を規定する。

ウ 通則法65条4項（1号に係る部分に限る。ただし、本件各課税期間のうち平成28年3月期課税期間以前については同年法律第15号による改正前の同項。以下、同改正の前後を通じて「通則法65条4項」という。）は、同条1項又は2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、その更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額を控除して、これらの項の規定を適用する旨を規定する。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告の事業内容等

ア 原告は、昭和44年6月●日に設立された、不動産の売買、賃貸借、仲介等を目的とする株式会社であり、E市場に上場している。（乙2）

イ 原告は、不動産に関する事業として、「レジデンシャル事業」（新築マンション、新築一戸建て、リノベーションマンションの販売等）及び「ソリューション事業」（投資用不動産の販売等）等（以下「本件各事業」という。）を行っているところ、前者においては、賃借人がいる中古マンションの居室（区分所有建物）を購入し、賃借人が退去した後に専有部の内装工事等を行って資産価値を高めた上で居住希望者に売却するというビジネスモデルが採用され、後者においては、中古マンション1棟を購入し、取得後に共用部の修繕工事及び専有部の内装工事等や賃貸募集活動等を行って稼働率や収益性を高めた上で投資家に売却するというビジネスモデルが採用されている。（甲7、8）

（2）本件各課税仕入れ

原告は、本件各課税期間において、上記の各ビジネスモデルに基づき、将来における転売を目的として、複数の中古マンション（1棟又はその一部を構成する区分所有建物。以下「本件各建物」という。）を購入した（本件各課税仕入れ）。

本件各建物は、いずれも、本件各課税仕入れが行われた日（以下「本件各仕入日」という。）の時点において、その一部又は全部が住宅として賃貸されていたものであり、原告は、本件各建物の購入によって賃貸人たる地位を承継し、本件各建物を転売するまでの間、賃借人から賃料を収受していた。（甲2の1ないし5、乙3ないし5）

（3）本件各確定申告

原告は、本件各課税期間の消費税等について、個別対応方式で控除対象仕入税額を計算することを選択した上で、本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分すべきであるとして、本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除して、別表3の「確定申告」欄記載のとおり、法定申告期限までに、本件各確定申告をした。（甲1の1ないし10）

(4) 本件各更正処分等

処分行政庁は、本件各課税仕入れは共通対応課税仕入れに区分すべきであるから、課税標準額に対する消費税額から控除することができるのは本件各課税仕入れに係る消費税額に本件各課税期間における課税売上割合を乗じた金額にとどまるなどとして、令和2年5月29日付けで、原告に対し、別表3の「①更正処分」欄記載のとおり、本件各更正処分等をした。(甲2の1ないし5)

(5) 審査請求

原告は、令和2年8月18日付けで、本件各更正処分等を不服として、別表3の「①に対する審査請求」欄記載のとおり、国税不服審判所長に対して審査請求をした。(乙6)

(6) 本件各更正の請求

原告は、令和2年10月28日、処分行政庁に対し、本件各課税期間のうち更正期限を経過した平成27年3月課税期間を除く本件各課税期間について、本件各課税仕入れは共通対応課税仕入れではなく課税対応課税仕入れに区分されるとして、本件各更正の請求をした。(甲3の1ないし4)

(7) 本件各通知処分

処分行政庁は、令和3年1月26日付けで、本件各更正の請求に対し、その更正をすべき理由がない旨の本件各通知処分をした。(甲4の1ないし4)

(8) 本件訴訟の提起等

国税不服審判所長は、上記(5)の審査請求がされた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決をせず、原告は、令和3年6月25日、裁決を経ることなく本件訴訟を提起した。

(9) 再更正処分

処分行政庁は、平成28年3月課税期間に係る地方消費税の譲渡割額のうち還付額の金額に誤りがあったとして、令和4年3月28日付けで、原告に対し、別表3の「本件再更正処分」欄記載のとおり、更正処分(以下「本件再更正処分」という。)をした。(乙11)

なお、本件再更正処分は、除斥期間を経過した後に行われたものであるが、原告は、その効力を争わず、同処分の効力が生じていることを前提に請求の減縮をした(前記第1の2参照)。

また、以下、特に断らない限り、平成28年3月課税期間更正処分は、本件再更正処分による一部取消し後のものをいい、これを含めたものを本件各更正処分又は本件各更正処分等という。

4 争点

(1) 本案前の争点

本件各通知処分の取消しを求める利益の有無(争点1)

(2) 本案の争点

ア 本件各更正処分の適法性に関し

本件各課税仕入れの用途区分(争点2)

イ 本件各賦課決定処分の適法性に関し

通則法65条4項にいう「正当な理由」の有無(争点3)

5 争点に関する当事者の主張

争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙2記載のとおりである。また、被告が主張する本

件各更正処分等に係る課税の根拠及び計算は、別紙3記載のとおりであるところ、原告は、上記4において争点となっている点を除き、これを争うことを明らかにしていない。なお、別紙2で定義した略語は、本文においても用いる。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各通知処分の取消しを求める利益の有無）について

(1) 原告は、本件訴えにおいて、本件各更正処分等の取消しを求める（前記第1の1ないし5の各請求）とともに、本件各通知処分の取消しをも求めている（同6ないし9の各請求）ところ、後者に係る訴えの利益について争いがある。

(2) そこで検討するに、本件各更正処分は、いわゆる増額更正処分であるところ、増額更正処分及び通知処分は、手続的には別個独立の処分ではあるものの、いずれも消費税等の納税義務の確定に関する処分である。そして、通知処分は、申告に係る税額の減額のみに関わるのに対し、増額更正処分は、課税の要件に係る事実を全体的に見直し、申告された税額を含めて納税者の納税額の総額を確定するものであり、実質的には申告に係る税額を減額しないという趣旨も含むものであるから、両処分が同一の消費税等の納税義務についてされた場合、増額更正処分の内容は、通知処分の内容を包摂する関係にあるといえることができる。

そうすると、同一課税期間の消費税等について両処分がされた場合において、その税額等を争おうとする納税者は、増額更正処分の取消訴訟において、通知処分の違法も併せて主張することにより、更正の請求に係る税額を超える部分の取消しを求めることが可能であると解される。

(3) 以上によれば、本件各通知処分については、その取消しを求める利益はないから、本件訴えのうち本件各通知処分の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠く不適法なものとして却下すべきである。原告は、種々の主張をするが、いずれも上記の結論を左右するものではない。

2 争点2（本件各課税仕入れの用途区分）について

(1) 消費税法は、生産、流通等の各段階で二重、三重に税が課されて税負担が累積することを防止し、経済に対する中立性を確保するため（税制改革法10条2項）、課税期間中に行った課税仕入れに係る消費税額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除するものとしている（消費税法30条1項〔1号に係る部分に限る。〕）。もっとも、同法は、所定の場合において当該課税期間中に行った課税仕入れにつき用途区分が明らかにされていないときは、課税仕入れに係る消費税額に、課税売上割合、すなわち、課税期間中の所定の売上げの総額に占める課税資産の譲渡等に係る売上げの割合を乗じて計算する方法により控除対象仕入税額を計算するものとし（同条2項〔2号に係る部分に限る。〕）、また、帳簿及び請求書等の保存がない場合には原則として当該課税仕入れに係る消費税額の控除を認めないものとする（同条7項）など、課税の明確性の確保や適正な徴税の実現といった他の目的との調和を図るため、税負担の累積が生じても課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部が控除されない場合があることを予定しているものといえることができる。

そして、個別対応方式により控除対象仕入税額を計算する場合において、税負担の累積が生ずる課税資産の譲渡等と累積が生じないその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れにつき一律に課税売上割合を用いることは、課税の明確性の確保の観点から一般に合理的といえるのであり、課税売上割合を用いることが当該事業者の事業の状況に照らして合理的

といえない場合には、課税売上割合に準ずる割合を適切に用いることにより個別に是正を図ることが予定されているものと解されることにも鑑みれば、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れは、当該事業に関する事情等を問うことなく、共通対応課税仕入れに該当すると解するのが消費税法の趣旨に沿うものというべきである。このように解することは、課税仕入れを課税資産の譲渡等「にのみ」要するもの（課税対応課税仕入れ）、その他の資産の譲渡等「にのみ」要するもの（非課税対応課税仕入れ）及び両者「に共通して」要するもの（共通対応課税仕入れ）に区分する同条2項1号の文理に照らしても自然であるといえることができる。

そうすると、課税対応課税仕入れとは、当該事業者の事業において課税資産の譲渡等にのみ対応する課税仕入れをいい、課税資産の譲渡等のみならずその他の資産の譲渡等にも対応する課税仕入れは、全て共通対応課税仕入れに該当するものと解するのが相当である（最高裁令和●●年（〇〇）第●●号同5年3月6日第一小法廷判決・裁判所時報1811号6頁参照）。

(2) 前記第2の3の前提事実(2)によれば、本件各課税仕入れは原告が転売目的で本件各建物を購入したものであるが、本件各建物はその購入時から全部又は一部が住宅として賃貸されており、原告は、転売までの間、その賃料を収受したというのである。そうすると、原告の事業において、本件各課税仕入れは、課税資産の譲渡等である本件各建物の転売のみならず、その他の資産の譲渡等である本件各建物の住宅としての賃貸にも対応するものであるといえることができる。

よって、本件各課税仕入れは、その原告の事業における位置付けや原告の意図等にかかわらず、共通対応課税仕入れに該当するものというべきである。

(3) 以上によれば、本件各課税仕入れに係る控除対象仕入税額は、本件各課税仕入れに係る消費税額の全額ではなく、これに課税売上割合を乗じて計算した金額となるものというべきである。原告は、種々の主張をするが、いずれも上記の結論を左右するものではない。

(4) 以上を前提とすると、原告が本件各課税期間について納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、別紙3の1(1)記載のとおりであると認められるところ、前記第2の3の前提事実(4)及び(9)によれば、これらは本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額とそれぞれ同額であると認められるから、本件各更正処分は、いずれも適法というべきである。

3 争点3（通則法65条4項にいう「正当な理由」の有無）について

(1) 認定事実

各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、課税対応課税仕入れに係る見解等に関し、次の事実が認められる。

ア 税務当局による回答

(ア) 国税庁は、買い取った分譲用マンションの分譲が完了するまでの間、その一部を一時期賃貸することとしている場合に、同マンションを購入する際に課される消費税額について、課税対応課税仕入れとして取り扱ってよいかとの照会に対し、平成7年2月16日付けで、「仮に一時的に賃貸用に供されるとしても、継続して棚卸資産として処理し（中略）、将来的には全て分譲することとしているものについては、法30条2項1号イの課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに該当するものとして取り扱って差し支

えない。」と回答した（平成7年事例）。（甲56、57、63）

- (イ) 東京国税局は、平成9年頃、当初から1棟ごとに居抜き（賃借人が居住している状態をいう。）で転売するか、賃貸契約解除後に1戸ごとに転売する目的でマンションを買い取った場合の仕入税額控除の運用について、「法人の処理及び販売活動等から、マンションを転売目的で購入したことが明らかであることから、課税資産の譲渡等にものみ要する課税仕入れに該当し、仕入れ税額控除が認められる。」と回答した（平成9年事例）。（甲56、57）

イ 平成17年以降に作成又は発行された文献

- (ア) 平成17年11月5日に刊行された国税庁職員の執筆に係る「こんなときどうする消費税Q&A」には、「現住建造物を転売目的で購入した場合の仕入税額控除」との説例において、「事業者の最終的な目的は中古マンションの転売ということであっても、転売までの間非課税売上げである住宅家賃が発生することも事実であり、中古マンションの購入に係る消費税は、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに該当することになります。」と記載されている。（甲61、乙16）
- (イ) 東京税理士会が平成23年11月1日に発行した「東京税理士界」(Volume No. 658)には、上記(ア)の記載を引用した上で、「派生的かつ附随的とはいえ、物件の取得により確実に発生する非課税収入は、たとえ販売目的による取得であったとしても、課税仕入れの区分上無視することはできない。」と記載されている。（乙17）
- (ウ) 平成23年11月10日に刊行された「消費税トラブルの傾向と対策（税理士損害賠償事故対策版）」には、「賃貸中の中古マンションを転売目的で取得し、課税売上げ対応分に区分して個別対応方式を適用したケース」のトラブル対策について、「販売用の建物を取得する場合の課税仕入れの用途区分であるが、本事例のように居住用の現住建造物を取得する場合には、原則として共通して要するものに区分することになる。」と記載されている。（乙18）
- (エ) 平成25年11月5日に刊行された「消費税（個別対応方式・一括比例配分方式）有利選択の実務」には、入居者のいる賃貸マンションを転売目的で取得した場合の取得費の用途区分につき、直ちに転売することができる場合（既に転売先が見つかった状態で取得した場合）はともかく、実際に転売するまで一定の期間を要する場合、転売までに入居者から賃貸料収入がもたらされることになるとして、「取得の意図が転売目的であっても、課税売上のみならず非課税売上をももたらすことから、取得費の用途区分については、課税売上と非課税売上の双方に共通して要するものに分類すべきということになるものと考えられる」と記載されている。（乙19）

ウ 国税不服審判所長の裁決例及び下級審の裁判例

本件と同様に販売目的による居住用の建物（当該建物を信託財産とする信託受益権の場合を含む。）の取得費についての課税仕入れの区分が争点となった平成17年11月10日裁決、平成22年11月8日裁決、同年12月8日裁決及び平成24年1月19日裁決（いずれも公刊の裁決事例集に掲載されているもの）並びに平成25年6月26日のさいたま地方裁判所の判決及び平成26年10月23日の名古屋地方裁判所の判決（いずれも公刊の税務訴訟資料に掲載されているもの）の各事例において、当該各事案の所轄行政庁及び被告が、当該各課税仕入れが共通対応課税仕入れに当たるとする本件各更正処分と同

旨の主張をし、その主張が採用されていた。(甲37、乙14の1ないし3、乙15、25)

(2) 検討

ア 通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに過少申告による納税義務違反の発生を防止して適正な申告納税の実現を図るという過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照)。

イ 上記(1)の認定事実イ及びウによれば、税務当局は、遅くとも平成17年以降、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを、当該建物が住宅として賃貸されること(その他の資産の譲渡等に対応すること)に着目して共通対応課税仕入れに区分すべきであるとの見解を採っており、そのことは、本件各確定申告当時、税務当局の職員が執筆した公刊物や、公表されている国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例を通じて、一般の納税者も知り得たものといえることができる。他方、上記(1)の認定事実アによれば、税務当局が平成7年2月16日付けでした関係機関からの照会に対する回答は、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを、事業者が当該建物の転売を目的とすることに着目して課税対応課税仕入れに区分したものと理解し得るものの、前提となる事実関係が明らかでなく、必ずしも上記見解と矛盾するものとはいえない。また、税務当局は、平成9年頃、関係機関からの照会に対し、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分すべき旨の回答をしているが、このことから直ちに、税務当局が一般的に当該課税仕入れを事業者の目的に着目して課税対応課税仕入れに区分する取扱いをしていたものといえることはできないし、上記回答が公表されるなどしたとの事情もわからぬ。

そうすると、平成17年以降、税務当局が、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを当該建物が住宅として賃貸されることに着目して共通対応課税仕入れに区分する取扱いを周知するなどの積極的な措置を講じていないとしても、事業者としては、上記取扱いがされる可能性を認識してしかるべきであったといえることができる。

そして、上記取扱いは消費税法30条2項1号の文理等に照らして自然であるといえ、本件各確定申告当時、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを事業者の目的に着目して課税対応課税仕入れに区分すべきものとした裁判例等があったともうかがわれないこと等をも考慮すれば、原告が本件各確定申告において本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分して控除対象仕入税額の計算をしたことにつき、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になるということとはできない。

ウ 以上によれば、本件各確定申告において、原告が本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除したことにつき、通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認めることはできない。原告は、種々の主張をするが、いずれも上記の結論を左右するものではない。

エ 以上を前提とすると、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額

は、別紙3の2(1)記載のとおりであると認められるところ、前記第2の3の前提事実(4)によれば、これらは本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額といずれも同額であると認められるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

第4 結論

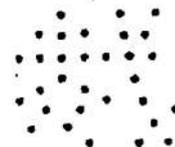
以上によれば、本件訴えのうち本件各通知処分の取消しを求める部分は、不適法であるからいずれも却下し、その余の原告の請求は、理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 都野 道紀

裁判官 曾我 学



(別紙1)

指定代理人目録

八屋敦子、青木雄弥、神山ひな、森田太、依田友和、小島愛大

以上

5

当事者の主張の要旨

1 争点1 (本件各通知処分の取消しを求める利益の有無) について

(被告の主張の要旨)

増額更正処分の内容は、通知処分の内容を包摂する関係にあると解されるところ、これを前提とすると、納税者の同一課税期間の消費税等について、増額更正処分と通知処分の両方の処分がされた場合において、その税額等を争う納税者は、増額更正処分に対する取消訴訟をもって争えば足り、これと別個に通知処分を争う訴えの利益や必要を有しないものと解すべきである。

したがって、本件各通知処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものであるから、却下されるべきである。

(原告の主張の要旨)

争う。

2 争点2 (本件各課税仕入れの用途区分) について

(被告の主張の要旨)

(1) 個別対応方式における用途区分の判断基準について

仕入税額控除の制度趣旨、消費税法30条2項1号の文理、消費税法の定める仕入税額控除制度の仕組み等を踏まえれば、個別対応方式による場合の用途区分について、同号の課税対応課税仕入れとは、同号の文言に即して、当該課税仕入れにつき将来課税売上げを生ずる取引のみが客観的に見込まれている課税仕入れのみを、非課税対応課税仕入れとは、当該課税仕入れにつき将来非課税売上げを生ずる取引のみが客観的に見込まれている課税仕入れのみをいい、当該課税仕入れについて将来課税売上げを生ずる取引と非課税売上げを生ずる取引の双方が客観的に見込まれる課税仕入れについては、全て共通対応課税仕入れに区分されると解するのが相当である。

(2) 本件各課税仕入れは共通対応課税仕入れに該当するものであること

原告は、賃借人がいる区分所有建物の居室を購入して賃借人が退去した後に顧客に対して売却し、あるいはその全部又は一部の居室に賃借人がいる中古マンション1棟を購入してリノベーションや賃貸募集活動により稼働率や収益性を高めた上で売却するというビジネスモデルの下で本件各課税仕入れを行ったものであり、本件各仕入日の状況に基づき、将来、原告が本件各建物から生ずる各賃貸料を収受することが見込まれていた。他方、原告は本件各仕入日において本件各建物を販売用の不動産として管理しており、上記のビジネスモデルからして、将来本件各建物の販売を行うことも見込まれていた。

以上のとおり、本件各課税仕入れは、本件各仕入日の状況等に基づいて客観的に判断すれば、将来課税売上げを生ずる取引(課税資産〔建物〕の譲渡等)と非課税売上げを生ずる取引(その他の資産の譲渡等〔住宅の貸付け])の双方が客観的に見込まれていたものであるから、消費税法30条2項1号口に規定する共通対応課税仕入れに該当する。

(原告の主張の要旨)

(1) 個別対応方式における用途区分の判断基準について

ア 消費税法30条2項1号の規定の文理に加え、事業者間における税負担の累積を排除して最終消費者に適正に消費税額を転嫁するという仕入税額控除の趣旨に照らせば、「課税資産

の譲渡等にのみ要するもの」とは、「課税資産の譲渡等を行う目的にのみ必要とする」課税仕入れ等をいうものと解すべきである。そして、その判断は、現実に行われた個々の課税仕入れ等を前提として、課税仕入れ等がされた日の時点において、様々な事情を考慮して個別具体的に客観的に行うべきである。

イ 消費税法の成立当時における国税庁の公権解釈においても、「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」とは、「課税資産の譲渡等を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいう。すなわち、直接、間接を問わず、また、実際に使用する時期の前後を問わず、その対価の額が最終的に課税資産の譲渡等のコストに入るような課税仕入れ等である。」とされていたものであり、被告が主張するように、資産の譲渡等が「客観的に見込まれている」などとは解釈されていなかった。

ウ 消費税法30条2項1号の規定の文理解釈を踏まえれば、「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」とは、「事業者が、課税資産の譲渡等を行うために必要とするが、その他の資産の譲渡等を行うために必要としないものとして行った課税仕入れ」と意味すると解釈すべきである。そして、その「事業者が、課税資産の譲渡等（又はその他の資産の譲渡等）のために必要とするものとして課税仕入れを行った」という判断は、事業者が課税仕入れと資産の譲渡等を事業として行うものである以上、事業者がどのような収益（資産の譲渡等）に係る費用（コスト）として課税仕入れを行ったのかという事業者が行う事業の収益・費用の構造、その他当該事業者の経済活動に関する個別の事情に即して客観的に判断すべきであるから、事業者が行った課税仕入れが、当該事業者において、課税資産の譲渡等に係る費用（コスト）とはされているがその他の資産の譲渡等に係る費用（コスト）とはされていないとの事情がある場合には、当該課税仕入れは、「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」に当たることが強く推認されると解すべきである。

エ 用途区分は消費税法30条2項1号の解釈の問題であり、準ずる割合の適用は同条3項の問題であって、両者は適用法条を異にする上、同条2項1号には両者の関係を示唆するような文言は存しないことからすれば、同条3項の準ずる割合という仕組みが設けられていることを根拠に同条2項1号を解釈する被告の主張は誤りである。

（2）本件各課税仕入れの用途区分

ア 原告は、本件各事業において、中古マンション又はその居室を購入し、購入後に、その販売収益を高めるために当該物件のバリューアップを行い、顧客に物件を販売している。本件各課税仕入れも、このような本件各事業における事業活動の一環として行われており、原告は、購入した本件各建物が販売用資産であることから、当該各物件を棚卸資産として税務処理している。したがって、原告は、本件各建物の販売という課税資産の譲渡等を行う目的に必要とする課税仕入れ等として、本件各課税仕入れを行っているといえることができる。

イ 本件各建物は、原告による購入の時点で住宅用賃貸に供されているため、原告による保有期間中に非課税資産の譲渡等である住宅貸付けが行われ、原告が当該貸付けによる賃料を得ることになるものの、本件各課税仕入れの目的は本件各建物の販売であって、かかる住宅貸付けではないから、本件各課税仕入れは、本件各建物の販売という課税資産の譲渡等を行う目的にのみ必要とする課税仕入れ等であり、課税対応課税仕入れに該当するものといえるべきである。

ウ 原告は、本件各事業において、本件各課税仕入れを、本件各建物の販売収入に係る費用

(コスト)として行っているといえるが、保有期間中の賃料収入に係る費用(コスト)として行っているとはいえない。そうすると、原告が本件各課税仕入れを行うことにより生み出そうとした付加価値は、正にバリューアップの結果として生ずる本件各建物の仕入価格(工事費を含む。)と販売価格の差額に尽きるのであって、保有期間中の賃料とは関係がないから、消費税の課税も、かかる付加価値である本件各建物の仕入価格と販売価格の差額に対してのみ行われるべきである。

したがって、本件各課税仕入れは、「事業者が、課税資産の譲渡等(将来の本件各建物の販売)を行うために必要とするが、その他の資産の譲渡等(保有期間中の賃料収入の発生)を行うためには必要としないものとして行った課税仕入れ」に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」に当たるといえるべきである。

3 争点3(通則法65条4項にいう「正当な理由」の有無)について

(原告の主張の要旨)

(1) 用途区分に係る税務当局の解釈又は取扱いについて

国税庁は、「買い取った分譲用マンションを分譲が完了するまで一時期賃貸した」との事例における用途区分について、平成6年11月に実施した「全国国税局消費税課長・統括国税調査官会議」における意見聴取を経た上で、平成7年2月16日付けで、全国の国税局及び税務署に対し、課税対応課税仕入れに区分して差支えない旨通知している(以下「平成7年事例」という。)

また、東京国税局は、平成9年、「賃借人が居住しているマンションを転売目的でそのままの状態で購入した」との事例における用途区分について、照会元の下級行政機関に対し、「本件場合は・・・マンションを転売目的で取得したことが明らかである」から課税対応課税仕入れ等に区分される旨回答している(以下「平成9年事例」という。)

このように、税務当局は、転売用マンションに係る課税仕入れを課税対応課税仕入れ等に区分する取扱いをしていたものであり、このような取扱いは、原告の主張に沿うものであった。

しかしながら、その後に税務当局が賃貸不動産の仕入れは共通対応課税仕入れに該当すると解釈を変更したことについて、法令や通達の改正はおろか、質疑応答事例の公表等の対応は一切されていない。また、本件の論点は、租税法規の解釈上微妙な点を含む問題であることは明らかである。

(2) 「正当な理由」の存在

通則法65条4項の「正当な理由」が認められる場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解される。

しかるところ、上記のような経過からすれば、従来解釈又は取扱いに従って、本件課税仕入れを課税対応課税仕入れであるとして消費税及び地方消費税の申告を行った原告について、かかる判断が納税者の主観的な事情に基づく単なる法律解釈の誤りにすぎないものということとはできない。

よって、本件各更正処分により納付すべきこととなった税額の全額につき、原告には通則法65条4項にいう「正当な理由」があるといえるべきである。

(被告の主張の要旨)

(1) 用途区分に係る税務当局の解釈又は取扱いについて

原告が指摘する平成7年事例は、やや判然としないが、分譲用マンション（住宅用）を買い取り、その後、当該分譲用マンションを分譲するまでの間、その一部を一時期賃貸することとした場合に、当該分譲用マンション（すなわち、いわゆる投資用の物件である本件各建物とは異なり、課税仕入れの日に住宅の賃貸の用に供されていない、又は、賃貸の用に供される見込みがない分譲用の物件）に係る控除対象仕入れ額の計算における個別対応方式の用途区分について、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに該当するものとして取り扱って差し支えないとしたものと考えられるのであって、本件とは事案が異なる。

また、平成9年事例は、東京国税局が更正の請求事案の処理を担当する部署からの質疑に対する回答を示したものであり、その性質上、当該部署が具体的な事案を処理するために、同局がその個別具体の事情を前提としてその見解を示したものにすぎない。その意味で、平成9年事例は、飽くまでも東京国税局が取り扱った個別事案に対する事例判断であり、個別対応方式の用途区分の判定に関する解釈を一般的に示したものとみることができない。

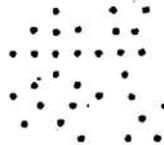
加えて、原告が本件各確定申告において依拠した解釈は、平成7年事例の取扱内容が根拠となり得るものではないし、平成9年事例の「回答要旨」と必ずしも一致しないから、原告が平成7年事例又は平成9年事例に依拠して本件各確定申告をしたものでないことは明らかである。

また、本件各確定申告の当時において、原告が依拠する解釈の論拠となり得る裁判例は全く存在しない一方、これに反する課税庁の上記解釈に沿う公表裁決や裁判例が存在していた上、課税庁が監修した公刊物ではないものの、課税庁の上記解釈に沿う記述をした複数の公刊物が存在していたものであり、かかる事実からすると、遅くとも平成17年以降、課税庁が、本件各課税仕入れに類する態様の課税仕入れが共通対応課税仕入れに該当するとの統一的取扱いをしていたことは明らかである。

(2) 「正当な理由」の不存在

以上のとおり、原告が本件各確定申告において依拠した法令解釈には相応の論拠が客観的に存在したとはいえず、申告額が過少であったことは、消費税法30条2項1号の個別対応方式における用途区分の判定に関する一般的な解釈とは異なる解釈に基づく単なる法令解釈の誤りによるものにすぎないから、本件は、通則法65条4項に定める「正当な理由があると認められる」場合には当たらないというべきである。

以 上



(別紙3)

被告の主張する課税の根拠及び計算

1 本件各更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間に係る消費税等の各課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、それぞれ次に述べるとおりである。

ア 平成27年3月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表1-1①C欄) 25.2億5425万2000円

上記金額は、原告の平成27年3月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成27年3月課税期間確定申告書」といい、他の本件各課税期間の消費税等の確定申告書も同様に表記する。)の①「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表1-1②C欄)

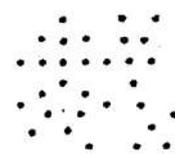
15 15億5793万8215円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、平成27年3月課税期間確定申告書の②「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

なお、本件各確定申告における課税標準額に対する消費税額は、課税標準額に対する消費税額の計算の特例(消費税法29条、平成24年法律第68号附則5条1項ないし5項、平成15年財務省令第92号附則2条2項等)の適用を前提とした金額となっている(後記イないしオの「(イ) 課税標準額に対する消費税額」において同じ。)

a 課税標準額に対する消費税額・税率4パーセント適用分 (別表1-1
20 ②A欄) 5593万4552円

上記金額は、平成27年3月課税期間確定申告書に添付された「付表
25 1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費



税額計算表」(以下「付表1」という。)の②「消費税額(税率4パーセント適用分B)」欄に記載された金額と同額である。

b 課税標準額に対する消費税額・税率6.3パーセント適用分(別表1-1②B欄) 15億0200万3663円

上記金額は、平成27年3月課税期間確定申告書に添付された付表1の②「消費税額(税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表1-1④C欄・別表2-1⑰C欄)

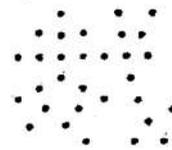
13億4770万2543円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、消費税法30条1項の規定により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額(控除対象仕入税額)である(後記イないしオの「(ウ) 控除対象仕入税額」において同じ。)

なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、本件各課税期間における課税売上割合がいずれも100分の95に満たないことから(後記c、イないしオの(ウ)c)、原告が本件各課税期間を通じて選択した個別対応方式(本件各課税期間の消費税等の確定申告書に添付された各「付表2-(2)課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」(以下「付表2-(2)」という。)により計算する(後記イないしオの「(ウ) 控除対象仕入税額」において同じ。)

a 控除対象仕入税額・税率4パーセント適用分(別表1-1④A欄・別表2-1⑰A欄) 3億6722万4442円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の仕入れに係る消費税額



の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額 (別表2-1⑧A欄)

3億6479万7352円

上記金額は、次の i の金額から ii の金額を減算した金額である。

5 i 申告による課税対応課税仕入れの税額 (別表2-1⑨A欄)

3億6486万8365円

上記金額は、平成27年3月課税期間確定申告書に添付された付
表2-(2)の⑭「⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率4パ
ーセント適用分B)」欄に記載された金額と同額である。

10 ii 前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額 (別表2
-1⑩A欄) 7万1013円

上記金額は、前記 i の金額に含まれた、原告が本件各建物の一部
の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価
(仲介手数料)の額に係る消費税相当額であり、上記の各役務の提
15 供を受けたこと(課税仕入れ)が課税対応課税仕入れには区分され
ず、共通対応課税仕入れに区分されることから、課税対応課税仕入
れ
の税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額 (別表2-1⑫A欄)

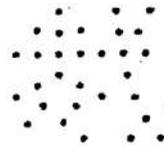
619万8441円

20 上記金額は、次の i の金額に ii の金額を加算した金額である。

i 申告による共通対応課税仕入れの税額 (別表2-1⑬A欄)

193万0055円

25 上記金額は、平成27年3月課税期間確定申告書に添付された付
表2-(2)の⑮「⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要
するもの(税率4パーセント適用分B)」欄に記載された金額と同
額である。



ii 前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額 (別表 2-1 ⑮A 欄) 4 2 6 万 8 3 8 6 円

上記金額は、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価 (仲介手数料) の額に係る消費税相当額 4 1 万 8 7 8 6 円 (なお、同金額は課税対応課税仕入れの税額から減算される 7 万 1 0 1 3 円 [前記(a)ii] を含む。) 及び原告が住宅を建設して販売する目的の土地に関して造成業者に対して支払った各役務の提供の対価 (土地の造成費) の額に係る消費税相当額 3 8 4 万 9 6 0 0 円の合計金額である。原告は上記金額については課税対応課税仕入れ又は非課税対応課税仕入れに区分されるとして、共通対応課税仕入れの税額に含めていないが、上記各役務の提供 (課税仕入れ) が共通対応課税仕入れに区分されることから、前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

b 控除対象仕入税額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-1 ④B 欄・別表 2-1 ⑰B 欄) 9 億 8 0 4 7 万 8 1 0 1 円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成 26 年 4 月 1 日以後の課税仕入れについての消費税法 30 条 1 項所定の仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額 (別表 2-1 ⑧B 欄)

8 億 1 2 0 6 万 4 1 0 1 円

上記金額は、次の i の金額から ii の金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額 (別表 2-1 ⑨B 欄)

9 億 1 3 9 2 万 1 4 7 4 円

上記金額は、平成 27 年 3 月課税期間確定申告書に添付された付

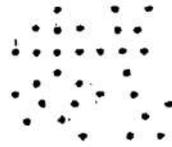


表2-2)の⑭「⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額(別表2-1⑩B欄及び⑪B欄の合計額) 1億0.185万7373円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額である。

(i) 前記iに含まれた本件各課税仕入れに係る税額(別表2-1⑩B欄) 1億0079万8959円

上記金額は、前記iの金額に含まれた本件各課税仕入れに係る消費税額(平成27年3月課税期間の本件各建物の取得価額の合計額15億9998万3396円と、これに係る消費税等の額1億2799万8765円との合計額17億2798万2161円に108分の6.3を乗じて算出した金額)であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(ii) 前記iに含まれた共通対応課税仕入れに区分される課税仕入れ(各役務の提供)に係る税額(別表2-1⑪B欄)

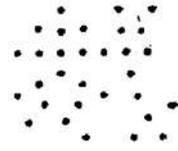
105万8414円

上記金額は、前記iの金額に含まれた、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価(仲介手数料)の額に係る消費税相当額であり、当該各役務の提供(課税仕入れ)は、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額(別表2-1⑫B欄)

4億3010万5160円

上記金額は、次のiの金額にiiの金額を加算した金額である。



i 申告による共通対応課税仕入れの税額 (別表2-1 ㊸B欄)

3億0129万2720円

上記金額は、平成27年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の㊸「㊸のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記iの共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額 (別表2-1 ㊹B欄及び㊸B欄の合計額)

1億2881万2440円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額である。

(i) 本件各課税仕入れに係る税額 (別表2-1 ㊹B欄)

1億0079万8959円

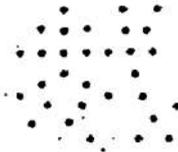
上記金額は、前記(a)ii(i)の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

(ii) 共通対応課税仕入れに区分される各役務の提供に係る税額(別表2-1 ㊸B欄)

2801万3481円

上記金額は、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価(仲介手数料)の額に係る消費税相当額260万1543円(なお、同金額は課税対応課税仕入れから減算した105万8414円[前記(a)ii(i)]を含む。)及び原告が住宅を建設して販売する目的の土地に関して造成業者に対して支払った各役務の提供の対価(土地の造成費)の額に係る消費税相当額2541万1938円の合計額である。

原告は上記税額に対応する課税仕入れについては課税対応課税仕入れ又は非課税対応課税仕入れに区分されるとして、共通対応課税仕入れの税額に含めていないが、上記各役務の提供(課税仕



入れ) が共通対応課税仕入れに区分されることから、前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

果税売上割合 (別表 2-1 ⑤C 欄)

39.156470630 (以下略) パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 2-1 ④C 欄)

645億0794万0666円

上記金額は、平成27年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)」欄に記載された金額と同額である。

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 2-1 ①C 欄)

252億5903万2841円

上記金額は、平成27年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)」欄に記載された金額と同額である。

引差引税額 (別表 1-1 ⑩C 欄) 2億1023万2100円

上記金額は、次の a の金額と b の金額の合計額 (ただし、通則法 119 頁の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後及びエにおいて同じ。) である。

空除不足還付税額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-1 ⑧A 欄)

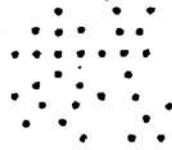
△3億1128万9890円

上記金額は、前記(イ)a の金額から前記(ウ)a の金額を減算した金額である。

引差引税額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-1 ⑨B 欄)

5億2152万2018円

上記金額は、前記(イ)b の金額から前記(ウ)b の金額及び貸倒れに係る税



額 3 5 4 4 円を減算した金額である。

なお、上記貸倒れに係る税額は、平成 2 7 年 3 月課税期間確定申告書に添付された付表 1 の⑥「貸倒れに係る税額（税率 6. 3 パーセント適用分 C）」欄に記載された金額と同額である。

5 (イ) 既に納付の確定した本税額（別表 1 - 1 ⑪ C 欄）

1 億 6 0 4 1 万 3 4 0 0 円

上記金額は、平成 2 7 年 3 月課税期間確定申告書の⑨「差引税額（②+③-⑦）」欄に記載された金額と同額である。

10 (ロ) 差引納付すべき消費税額（別表 1 - 1 ⑫ C 欄） 4 9 8 1 万 8 7 0 0 円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ロ)の金額を減算した額（ただし、通則法 1 1 9 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イないしオの「(カ) 差引納付すべき消費税額」において同じ。）である。

15 (キ) 合計差引地方消費税の課税標準額（別表 1 - 1 ⑬ C 欄）

2 億 1 0 2 3 万 2 1 0 0 円

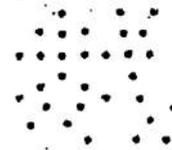
上記金額は、次の a の金額と b の金額の合計額（ただし、通則法 1 1 9 条 1 項の規定に基づき 1 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記ウ及びエの「(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額」において同じ。）であり、地方税法 7 2 条の 8 2 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

20 a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率 4 パーセント適用分
（別表 1 - 1 ⑬ A 欄） Δ 3 億 1 1 2 8 万 9 8 9 0 円

上記金額は、前記(イ) a の金額と同額である。

25 b 譲渡割額の納付額の基礎となる消費税額・税率 6. 3 パーセント適用分
（別表 1 - 1 ⑬ B 欄） 5 億 2 1 5 2 万 2 0 1 8 円

上記金額は、前記(イ) b の金額と同額である。



(ク) 合計差引譲渡割額 (別表 1-1 ⑬C 欄) 6290万5600円

上記金額は、次の a の金額と b の金額の合計額。(ただし、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項 [令和 2 年法律第 5 号による改正前のもの。以下同じ。] の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記ウ及びエの「(ク) 合計差引譲渡割額」において同じ。)である。

a 還付すべき譲渡割額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-1 ⑯A 欄)

△7782万2472円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 (平成 24 年法律第 69 号第 1 条による改正前のもの。以下地方税の譲渡割額に関する「税率 4 パーセント適用分」について同じ。)の規定に基づき、前記(キ) a の金額に税率 100 分の 25 を乗じて算出した金額である。

b 納付すべき譲渡割額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-1 ⑯B 欄) 1億4072万8163円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 (平成 24 年法律第 69 号第 2 条による改正前のもの。以下地方税の譲渡割額に関する「税率 6.3 パーセント適用分」について同じ。)の規定に基づき、前記(キ) b の金額に税率 63 分の 17 を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表 1-1 ⑰C 欄)

4943万0800円

上記金額は、平成 27 年 3 月課税期間確定申告書の⑳「譲渡割額納税額」欄に記載された金額と同額である。

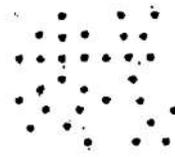
(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 1-1 ㉑C 欄) 1347万4800円

上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ケ)の金額を減算した額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 (別表 1-1 ㉒C 欄)

6329万3500円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平



成 27 年 3 月 課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

イ 平成 28 年 3 月 課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 1-2 ①C 欄) 311 億 3306 万 8000 円

上記金額は、原告の平成 28 年 3 月 課税期間確定申告書の①「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 1-2 ②C 欄)

19 億 5353 万 4284 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額であり、平成 28 年 3 月 課税期間確定申告書の②「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

a 課税標準額に対する消費税額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-2 ②A 欄) △14 万 8051 円

上記金額は、平成 28 年 3 月 課税期間確定申告書に添付された付表 1 の②「消費税額 (税率 4 パーセント適用分 B)」欄に記載された金額と同額である。

b 課税標準額に対する消費税額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-2 ②B 欄) 19 億 5368 万 2335 円

上記金額は、平成 28 年 3 月 課税期間確定申告書に添付された付表 1 の②「消費税額 (税率 6.3 パーセント適用分 C)」欄に記載された金額と同額である。

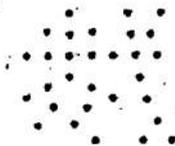
(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 1-2 ④C 欄・別表 2-2 ⑮C 欄)

23 億 1282 万 3668 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額である。

a 控除対象仕入税額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-2 ④A 欄・別表 2-2 ⑮A 欄) 1 万 8089 円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額に c の割合を乗じて計算した



金額を加算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額 (別表2-2⑧A欄) 0円

上記金額は、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等について、消費税29条の規定に基づき算出される金額であるが、前記ア)の金額に当該課税資産の譲渡等に係る金額が含まれていないため生じないものであり、平成28年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑭「⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率4パーセント適用分B)」欄には金額が記載されていない。

(b) 共通対応課税仕入れの税額 (別表2-2⑩A欄) 4万3,518円

上記金額は、平成28年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑮「⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率4パーセント適用分B)」欄に記載された金額と同額である。

b. 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分 (別表1-2④B欄・別表2-2⑯B欄) 23億1,280万5,579円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額 (別表2-2⑧B欄) 20億2,362万0,241円

上記金額は、次のiの金額からiiの金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額 (別表2-2⑨B欄) 23億4,286万1,784円

上記金額は、平成28年3月課税期間確定申告書に添付された付

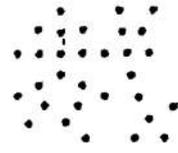


表2-2の⑭「⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの（税率6.3パーセント適用分C）」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額（別表2-2⑩B欄） 3億1924万1543円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額に108分の63を乗じて算出した金額である。

(i) 前記 i に含まれた本件各課税仕入れの税額に係る支払対価の額 53億5994万3175円

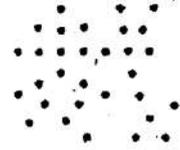
上記金額は、前記 i の金額に含まれた本件各課税仕入れの税額に対応する支払対価の額（平成28年3月課税期間の本件各建物の取得価格の合計額49億6291万0645円と、これに係る消費税等の額3億9703万2530円との合計額）であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記金額に係る消費税相当額は、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(ii) 前記 i に含まれた、共通対応課税仕入れに区分される課税仕入れ（各役務の提供）の税額に対応する支払対価の額 1億1276万9003円

上記金額は、前記 i の金額に含まれた、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価（仲介手数料）の額であり、当該各役務の提供（課税仕入れ）は、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記金額に係る消費税相当額は、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額（別表2-2⑩B欄）

6億9568万2825円



上記金額は、次の i の金額に ii の金額を加算した金額である。

- i 申告による共通対応課税仕入れの税額 (別表 2 - 2 ⑫ B 欄)

3 億 4 3 9 万 8 千 6 2 8 5 円

上記金額は、平成 2 8 年 3 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 - (2) の ⑬ 「⑫ のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (税率 6 . 3 パーセント適用分 C)」欄に記載された金額と同額である。

- ii 前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額 (別表 2 - 2 ⑬ B 欄)

3 億 5 1 6 9 万 6 5 4 0 円

上記金額は、次の (i) の金額と (ii) の金額の合計額に 1 0 8 分の 6 . 3 を乗じて算出した金額である。

- (i) 本件各課税仕入れに係る支払対価の額

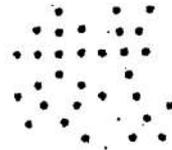
5 3 億 5 9 9 4 万 3 1 7 5 円

上記金額は、前記 (a) ii (i) の本件各課税仕入れに係る支払対価の額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記金額の消費税相当額は、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

- (ii) 共通対応課税仕入れに区分される各役務の提供に係る支払対価の額

6 億 6 9 1 4 万 0 3 8 0 円

上記金額は、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価 (仲介手数料) の額 2 億 6 8 8 8 万 0 5 0 0 円 (なお、同金額は、課税対応課税仕入れに係る税額から減算した額の計算の基礎とされた前記 (a) ii (ii) の支払対価の額 1 億 1 2 7 6 万 9 0 0 3 円を含む。) 及び原告が住宅を建設して販売する目的の土地に関して造成業者に対して支払った各役務の提供の対価 (土地の造成費) の額 4 億 0 0 2 5 万 9



880円の合計額である。

原告は、上記金額に係る課税仕入れについては課税対応課税仕入れ又は非課税対応課税仕入れに区分されるとして、共通対応課税仕入れに含めていないが、上記各役務の提供（各課税仕入れ）が共通対応課税仕入れに区分されることから、上記金額の消費税相当額は前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c 課税売上割合（別表2-2⑤C欄）

41.568560924（以下略）パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表2-2④C欄）

749億1050万2835円

上記金額は、平成28年3月課税期間確定申告書に添付された附表2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄に記載された金額と同額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表2-2①C欄）

311億3921万8010円

上記金額は、平成28年3月課税期間確定申告書に添付された附表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄に記載された金額と同額である。

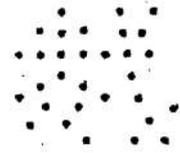
(エ) 合計差引税額（別表1-2⑩C欄） Δ 3億5928万9384円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額である。

a 控除不足還付税額・税率4パーセント適用分（別表1-2⑧A欄）

Δ 16万6140円

上記金額は、前記(イ)aの金額から前記(ウ)aの金額を減算した金額である。



b 控除不足還付税額・税率6.3パーセント適用分(別表1-2⑧B欄)

△3億5912万3244円

上記金額は、前記(イ)bの金額から前記(ウ)bの金額を減算した金額である。

6 (オ) 既に納付の確定した本税額(別表1-2⑪C欄)

△5億3233万5738円

上記金額は、平成28年3月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄に記載された金額(還付税額であることからこれを「△」表記した金額。後記エ及びオの「(オ) 既に納付の確定した本税額」において同じ。)と同額である。

10 (カ) 差引納付すべき消費税額(別表1-2⑫C欄)

1億7304万6300円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を減算した金額である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額(別表1-2⑬C欄)

15 △3億5928万9384円

上記金額は、次のaの金額とbの金額の合計額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率4パーセント適用分

(別表1-2⑬A欄)

△16万6140円

20 上記金額は、前記(エ)aの金額と同額である。

b 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率6.3パーセント適用

分(別表1-2⑬B欄)

△3億5912万3244円

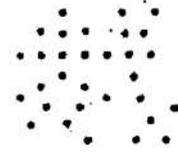
上記金額は、前記(エ)bの金額と同額である。

(ク) 合計差引譲渡割額(別表1-2⑭C欄)

△9694万7807円

25 上記金額は、次のaの金額とbの金額の合計額である。

a 還付すべき譲渡割額・税率4パーセント適用分(別表1-2⑭A欄)



△4万1535円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)aの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

5 b 還付すべき譲渡割額・税率6.3パーセント適用分(別表1-2⑩B欄) △9690万6272円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)bの金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ク) 既に納付の確定した譲渡割額(別表1-2⑪C欄)

△1億4364万2854円

10 上記金額は、平成28年3月課税期間確定申告書の⑨「譲渡割額還付額」欄に記載された金額(還付税額であることからこれを「△」表記した金額。後記エ及びオの「(ク) 既に納付の確定した譲渡割額」において同じ。)と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別表1-2⑫C欄) 4669万5000円

15 上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ケ)の金額を減算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記エ及びオの「(コ) 差引納付すべき譲渡割額」において同じ。)である。

(カ) 差引納付すべき消費税等の合計税額(別表1-2⑬C欄)

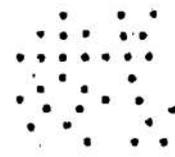
2億1974万1300円

20 上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成28年3月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

ウ 平成29年3月課税期間更正処分の根拠

25 (ア) 課税標準額(別表1-3①C欄) 324億5090万3000円

上記金額は、原告の平成29年3月課税期間確定申告書の①「課税標準



額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表1-3②C欄)

20億4382万0276円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、平成29年3月課税期間確定申告書の②「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

a 課税標準額に対する消費税額・税率4パーセント適用分 (別表1-3②A欄) 0円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表1の②「消費税額 (税率4パーセント適用分B)」欄に記載された課税標準額 (0円) に係る消費税額と同額である。

b 課税標準額に対する消費税額・税率6.3パーセント適用分 (別表1-3②B欄) 20億4382万0276円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表1の②「消費税額 (税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表1-3④C欄・別表2-3⑰C欄)

15億7301万4713円

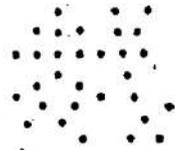
上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額である。

a 控除対象仕入税額・税率4パーセント適用分 (別表1-3④A欄・別表2-3⑰A欄) 4万3617円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の仕入に係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額 (別表2-3⑧A欄) 0円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表



2-2)の⑩「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率4パーセント適用分B)」欄に記載された金額と同額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額(別表2-3⑫A欄)

11万0128円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-2)の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率4パーセント適用分B)」欄に記載された金額と同額である。

b 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分(別表1-3④B欄・別表2-3⑰B欄)

15億7297万1096円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額(別表2-3⑧B欄)

13億2422万4469円

上記金額は、次のiの金額からiiの金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額(別表2-3⑨B欄)

15億5640万8654円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-2)の⑩「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額(別表2-3⑩B欄及び⑪B欄の合計額)

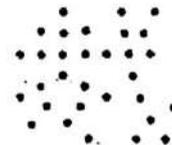
2億3218万4185円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額である。

(i) 前記iに含まれた本件各課税仕入れに係る税額(別表2-3⑩B欄)

2億2916万8290円

上記金額は、前記iの金額に含まれた本件各課税仕入れに係る



消費税額（平成29年3月課税期間の本件各建物の取得価額の合計額36億3759万2233円と、これに係る消費税等の額の合計額2億9100万7041円との合計額39億2859万9274円に108分の6.3を乗じて算出した金額）であり、本件各課税仕入れが共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算されるべき金額である。

(ii) 前記iに含まれた共通対応課税仕入れに区分される課税仕入れ（各役務の提供）に係る税額（別表2-3⑩B欄）

301万5895円

上記金額は、前記iの金額に含まれた、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価（仲介手数料）の額に係る消費税相当額であり、当該各役務の提供（課税仕入れ）は、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額（別表2-3⑫B欄）

6億2805万7100円

上記金額は、次のiの金額にiiの金額を加算した金額である。

i 申告による共通対応課税仕入れの税額（別表2-3⑬B欄）

3億6675万0808円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑬「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの（税率6.3パーセント適用分C）」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記iの共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額（別表2-3⑭B欄及び⑮B欄の合計額）

2億6130万6292円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額である。

(i) 本件各課税仕入れに係る金額 (別表2-3④B欄)

2億2916万8290円

上記金額は、前記(a)ii(i)の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算されるべき金額である。

(ii) 共通対応課税仕入れに区分される各役務の提供に係る金額(別表2-3⑤B欄)

3213万8002円

上記金額は、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価(仲介手数料)の額に係る消費税相当額873万8216円(なお、同金額は課税対応課税仕入れの税額から減算される301万5895円〔前記(a)ii(ii)〕を含む。)及び原告が住宅を建設して販売する目的の土地に関して造成業者に対して支払った各役務の提供の対価(土地の造成費)の額に係る消費税相当額2339万9786円の合計額である。

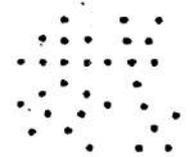
原告は、上記金額に係る課税仕入れについては課税対応課税仕入れ又は非課税対応課税仕入れに区分されるとして、共通対応課税仕入れに含めていないが、上記各役務の提供(各課税仕入れ)が共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c. 課税売上割合 (別表2-3⑤C欄)

39.605734558 (以下略) パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表2-3④C欄)



819億5805万3107円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄に記載された金額と同額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表2-3①C欄)

324億6008万8963円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄に記載された金額と同額である。

(c) 合計差引税額(別表1-3⑩C欄) 4億7080万5500円

上記金額は、次のaの金額とbの金額の合計額である。

a 控除不足還付税額・税率4パーセント適用分(別表1-3⑧A欄)

△4万3617円

上記金額は、前記(イ)aの金額から前記(ウ)aの金額を減算した金額である。

b 差引税額・税率6.3パーセント適用分(別表1-3⑨B欄)

4億7084万9180円

上記金額は、前記(イ)bの金額から前記(ウ)bの金額を減算した金額である。

(d) 既に納付の確定した本税額(別表1-3⑪C欄)

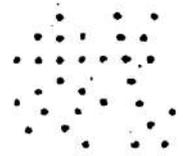
3億4211万3600円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書の⑨「差引税額(②+③-⑦)」欄に記載された金額と同額である。

(e) 差引納付すべき消費税額(別表1-3⑫C欄)

1億2869万1900円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(イ)の金額を減算した額である。



(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額 (別表1-3⑬C欄)

4億7080万5500円

上記金額は、次のaの金額とbの金額の合計額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

5 a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率4パーセント適用分 (別表1-3⑬A欄) Δ 4万3617円

上記金額は、前記(キ)aの金額と同額である。

b 譲渡割額の納付額の基礎となる消費税額・税率6.3パーセント適用分 (別表1-3⑭B欄) 4億7084万9180円

10 上記金額は、前記(キ)bの金額と同額である。

(ク) 合計差引譲渡割額 (別表1-3⑯C欄) 1億2704万3600円

上記金額は、次のaの金額とbの金額の合計額である。

15 a 還付すべき譲渡割額・税率4パーセント適用分 (別表1-3⑯A欄) Δ 1万0904円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)aの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

b 納付すべき譲渡割額・税率6.3パーセント適用分 (別表1-3⑰B欄) 1億2705万4540円

20 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)bの金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

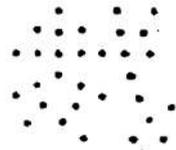
(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表1-3⑱C欄)

9231万7200円

上記金額は、平成29年3月課税期間確定申告書の㊸「譲渡割額納税額」欄に記載された金額と同額である。

25 (コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表1-3㉔C欄) 3472万6400円

上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ケ)の金額を減算した額である。



(イ) 差引納付すべき消費税等の合計額 (別表 1-3 ㉔C 欄)

1 億 6 3 4 1 万 8 3 0 0 円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成 29 年 3 月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

エ 平成 30 年 3 月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 1-4 ㉑C 欄) 3 3 5 億 2 6 3 4 万 5 0 0 0 円

上記金額は、原告の平成 30 年 3 月課税期間確定申告書の①「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 1-4 ㉒C 欄)

2 0 億 8 6 4 4 万 9 7 3 7 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額であり、平成 30 年 3 月課税期間確定申告書の②「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

a 課税標準額に対する消費税額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-4 ㉒A 欄) 0 円

上記金額は、平成 30 年 3 月課税期間確定申告書に添付された付表 1 の②「消費税額 (税率 4 パーセント適用分 B)」欄に記載された課税標準額 (0 円) に対する消費税額と同額である。

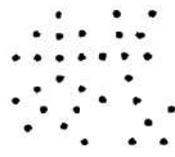
b 課税標準額に対する消費税額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-4 ㉒B 欄) 2 0 億 8 6 4 4 万 9 7 3 7 円

上記金額は、平成 30 年 3 月課税期間確定申告書に添付された付表 1 の②「消費税額 (税率 6.3 パーセント適用分 C)」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 1-4 ㉓C 欄・別表 2-4 ㉔C 欄)

2 0 億 0 0 4 1 万 5 6 4 0 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額である。



a 控除対象仕入税額・税率4パーセント適用分（別表1-4④A欄・別表2-4⑰A欄） 1万8966円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額（別表2-4⑧A欄） 0円

上記金額は、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等について、消費税法29条の規定に基づき算出される金額であるが、前記ア)の金額に、当該課税資産の譲渡等に係る金額が含まれていないため生じないものであり、平成30年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑱「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの（税率4パーセント適用分B）」欄には金額が記載されていない。

(b) 共通対応課税仕入れの税額（別表2-4⑫A欄） 4万9619円

上記金額は、平成30年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの（税率4パーセント適用分B）」欄に記載された金額と同額である。

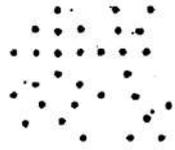
b 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分（別表1-4④B欄・別表2-4⑰B欄） 20億0039万6674円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額（別表2-4⑧B欄）

17億3057万2557円

上記金額は、次のi)の金額からii)の金額を減算した金額である。



i 申告による課税対応課税仕入れの税額（別表2-4㊸B欄）

20億2017万3978円

上記金額は、平成30年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-2の㊸「㊸のうち、課税売上げにのみ要するもの（税率6.3パーセント適用分C）」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額（別表2-4㊸B欄及び㊸B欄の合計額） 2億8960万1421円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額である。

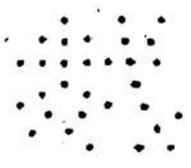
(i) 前記iに含まれた本件各課税仕入れに係る税額（別表2-4㊸B欄） 2億8058万2757円

上記金額は、前記iの金額に含まれた本件各課税仕入れに係る消費税額（平成30年3月課税期間の本件各建物の取得価額の合計額44億5369万4621円と、これに係る消費税等の額の合計額3億5629万5508円との合計額4.8億0999万0129円に108分の6.3を乗じて算出した金額）であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(ii) 前記iに含まれた共通対応課税仕入れに区分される課税仕入れ（各役務の提供）に係る税額（別表2-4㊸B欄）

901万8664円

上記金額は、前記iの金額に含まれた、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価（仲介手数料）の額に係る消費税相当額765万7663円及び原告の共同出資型不動産事業部において行った各課税仕入れについて一般管理費として計上した額に係る消費税相当額136万1001円の合計額である。上記各役務の提供（課税仕



入れ)は課税対応課税仕入れには区分されず共通対応課税仕入れに区分され、また、同事業部は、土地と建物の販売を行う部署であり、その一般管理費に当たるものとして行われた上記各課税仕入れは、同事業部における事業全般(土地〔非課税資産〕及び建物〔課税資産〕双方の譲渡という課税売上げ)に要するものであって、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記合計額は、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額 (別表 2-4 ⑫ B 欄)

7億0591万1385円

上記金額は、次の i の金額に ii の金額を加算した金額である。

i 申告による共通対応課税仕入れの税額 (別表 2-4 ⑬ B 欄)

3億2700万6017円

上記金額は、平成30年3月課税期間確定申告書に添付された付表 2-(2)の⑭「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額 (別表 2-4 ⑭ B 欄及び⑮ B 欄の合計額)

3億7890万5368円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額である。

(i) 本件各課税仕入れに係る税額 (別表 2-4 ⑯ B 欄)

2億8058万2757円

上記金額は、前記(a) ii (i)の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に含まれるべき金額である。

(ii) 共通対応課税仕入れに区分される各役務の提供に係る金額(別

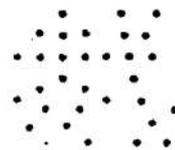


表 2-4 ⑮ B 欄)

9 8 3 2 万 2 6 1 1 円

上記金額は、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供（仲介手数料）の額に係る消費税相当額 1 5 6 3 万 1 8 9 2 円（なお、課税対応課税仕入れの税額から減算される 7 6 5 万 7 6 6 3 円〔前記(a)ii(ii)〕を含む。）及び原告の共同出資型不動産事業部において行った課税仕入れについて一般管理費として計上した額に係る消費税相当額 1 3 6 万 1 0 0 1 円（課税対応課税仕入れの税額から減算される額〔前記(a)ii(ii)〕と同じ。）並びに原告が住宅を建設して販売する目的の土地に関して造成業者に対して支払った各役務の提供の対価（土地の造成費）の額に係る消費税相当額 8 1 3 2 万 9 7 1 8 円の合計額である。

原告は、上記金額に係る課税仕入れについては、課税対応課税仕入れ又は非課税対応課税仕入れに区分されるとして、共通対応課税仕入れに含めていないが、上記各役務の提供等の各課税仕入れが共通対応課税仕入れに区分されることから、前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c 課税売上割合（別表 2-4 ⑤ C 欄）

3 8 . 2 2 3 5 1 1 2 2 3（以下略）パーセント

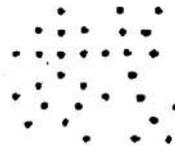
上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表 2-4 ④ C 欄）

8 7 7 億 5 0 4 9 万 1 4 2 7 円

上記金額は、平成 3 0 年 3 月課税期間確定申告書に添付された付表 2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄に記載された金額と同額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表 2-4 ① C 欄）



335億4131万8939円

上記金額は、平成30年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄に記載された金額と同額である。

5 (エ) 合計差引税額(別表1-4⑩C欄) 8602万2200円

上記金額は、次のaの金額とbの金額の合計額である。

a 控除不足還付税額・税率4パーセント適用分(別表1-4⑧A欄)

△1万8966円

上記金額は、前記(イ)aの金額から前記(ウ)aの金額を減算した金額である。

10

b 差引税額・税率6.3パーセント適用分(別表1-4⑨B欄)

8604万1173円

上記金額は、前記(イ)bの金額から前記(ウ)bの金額及び貸倒れに係る税額1万1890円を減算した金額である。

15

なお、上記貸倒れに係る税額は、平成30年3月課税期間確定申告書に添付された付表1の⑥「貸倒れに係る税額(税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額(別表1-4⑪C欄)

△5874万8278円

20

上記金額は、平成30年3月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別表1-4⑫C欄)

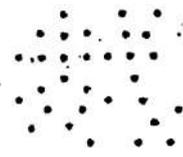
1億4477万0400円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(カ)の金額を減算した金額である。

25

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額(別表1-4⑬C欄)

8602万2200円



上記金額は、次の a の金額と b の金額の合計額であり、地方税法 72 条の 82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

- a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率 4 パーセント適用分
(別表 1-4 ⑬ A 欄) △ 1 万 8 9 6 6 円

上記金額は、前記(ア) a の金額と同額である。

- b 譲渡割額の納付額の基礎となる消費税額・税率 6.3 パーセント適用分
(別表 1-4 ⑭ B 欄) 8 6 0 4 万 1 1 7 3 円

上記金額は、前記(ア) b の金額と同額である。

- (イ) 合計差引譲渡割額 (別表 1-4 ⑯ C 欄) 2 3 2 1 万 2 7 0 0 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額の合計額である。

- a 還付すべき譲渡割額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-4 ⑯ A 欄)
△ 4 7 4 1 円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 の規定に基づき、前記(イ) a の金額に税率 100 分の 25 を乗じて算出した金額である。

- b 納付すべき譲渡割額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-4 ⑰ B 欄)
2 3 2 1 万 7 4 5 9 円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 の規定に基づき、前記(イ) b の金額に税率 6.3 分の 17 を乗じて算出した金額である。

- (ロ) 既に還付の確定した譲渡割額 (別表 1-4 ⑱ C 欄)
△ 1 5 8 5 万 2 3 3 3 円

上記金額は、平成 30 年 3 月課税期間確定申告書の⑱「譲渡割額還付額」欄に記載された金額と同額である。

- (ハ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 1-4 ⑳ C 欄) 3 9 0 6 万 5 0 0 0 円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ロ)の金額を減算した額である。

- (ニ) 差引納付すべき消費税等の合計税額 (別表 1-4 ㉑ C 欄)
1 億 8 3 8 3 万 5 4 0 0 円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成30年3月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

オ 平成31年3月課税期間更正処分の根拠

5 (ア) 課税標準額 (別表1-5①C欄) 311億8565万9000円

上記金額は、原告の平成31年3月課税期間確定申告書の①「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表1-5②C欄)

19億6467万2635円

10 上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、平成31年3月課税期間確定申告書の②「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

a 課税標準額に対する消費税額・税率4パーセント適用分 (別表1-5②A欄) 0円

15 上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表1の②「消費税額 (税率4パーセント適用分B)」欄に記載された課税標準額 (0円) に係る消費税額と同額である。

b 課税標準額に対する消費税額・税率6.3パーセント適用分 (別表1-5②B欄) 19億6467万2635円

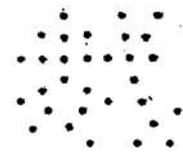
20 上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表1の②「消費税額 (税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表1-5④C欄・別表2-5⑬C欄)

22億1691万0920円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額である。

25 a 控除対象仕入税額・税率4パーセント適用分 (別表1-5④A欄・別表2-5⑬A欄) 882円



上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額 (別表2-5⑧A欄) 0円

上記金額は、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等について、消費税法29条の規定に基づき算出される金額であるが、前記ア)の金額に、当該課税資産の譲渡等に係る金額が含まれていないため生じないものであり、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑩「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率4パーセント適用分B)」欄には金額が記載されていない。

(b) 共通対応課税仕入れの税額 (別表2-5⑫A欄) 2,620円

上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率4パーセント適用分B)」欄に記載された金額と同額である。

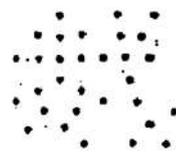
b 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分 (別表1-5④B欄・別表2-5⑬B欄) 22億1,691万0,038円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額 (別表2-5⑧B欄) 19億9,650万7,518円

上記金額は、次のiの金額からiiの金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額 (別表2-5⑨B欄) 22億7,329万7,581円



上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑩「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率6.3パーセント適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

- ii 前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額(別表2-5⑩B欄及び⑪B欄の合計額) 2億7679万0063円

上記金額は、次の(i)の金額と(ii)の金額の合計額である。

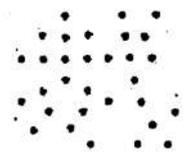
- (i) 前記 i に含まれた本件各課税仕入れに係る税額(別表2-5⑩B欄) 2億7287万9197円

上記金額は、前記 i の金額に含まれた本件各課税仕入れに係る消費税額(平成31年3月課税期間の本件各建物の取得価額の合計額43億3141万5906円と、これに係る消費税等の額の合計額3億4651万3202円との合計額46億7792万9108円に1.08分の6.3を乗じて算出した金額)であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

- (ii) 前記 i に含まれた共通対応課税仕入れに区分される課税仕入れ(各役務の提供)に係る税額(別表2-5⑩B欄)

391万0866円

上記金額は、前記 i に含まれた、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供(仲介手数料)の額に係る消費税相当額200万3204円及び原告の共同出資型不動産事業部において行った課税仕入れについて一般管理費に計上した額に係る消費税相当額190万7662円の合計額である。上記各役務の提供(課税仕入れ)は課税対応課税仕入れには区分されず共通対応課税仕入れに区分され、また、同事業部は、土地と建物の販売を行う部署であり、その一般管理費



に当たるものとして行われた上記各課税仕入れは、同事業部における事業全般（土地〔非課税資産〕及び建物〔課税資産〕双方の譲渡という課税売上げ）に要するものであって、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記合計額は、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額（別表 2-5 ㊸B 欄）

6 億 5 4 3 8 万 1 2 5 7 円

上記金額は、次の i の金額に ii の金額を加算し、iii の金額を減算した額である。

i 申告による共通対応課税仕入れの税額（別表 2-5 ㊹B 欄）

3 億 2 1 1 0 万 2 4 4 8 円

上記金額は、平成 31 年 3 月課税期間確定申告書に添付された附表 2-(2)の㊸「㊹のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの（税率 6.3 パーセント適用分 C）」欄に記載された金額と同額である。

ii 前記 i の共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額（別表 2-5 ㊺B 欄及び㊻B 欄の合計額）

3 億 3 3 8 9 万 5 0 9 6 円

上記金額は、次の (i) の金額と (ii) の金額の合計額である。

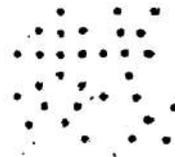
(i) 本件各課税仕入れに係る税額（別表 2-5 ㊼B 欄）

2 億 7 2 8 7 万 9 1 9 7 円

上記金額は、前記(a) ii (i) の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

(ii) 共通対応課税仕入れに区分される各役務の提供に係る金額（別表 2-5 ㊽B 欄）

6 1 0 1 万 5 8 9 9 円



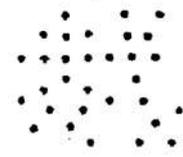
上記金額は、原告が本件各建物の一部の物件の取得の際に仲介業者に対して支払った各役務の提供の対価（仲介手数料）の額に係る消費税相当額529万8853円（なお、課税対応課税仕入れの税額から減算される200万3204円〔前記(a)ii(ii)〕を含む。）及び原告の共同出資型不動産事業部において行った課税仕入れについて一般管理費として計上した額に係る消費税相当額190万7662円（課税対応課税仕入れの税額から減算される金額〔前記(a)ii(ii)〕と同じ。）並びに原告が住宅を建設して販売する目的の土地に関して造成業者に対して支払った各役務の提供の対価（土地の造成費）の額に係る消費税相当額538万9384円の合計額である。

原告は、上記金額に係る課税仕入れについては、課税対応課税仕入れ又は非課税対応課税仕入れに区分されるとして、共通対応課税仕入れに含めていないが、上記各役務の提供等の各課税仕入れが共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

- iii 前記iの共通対応課税仕入れの税額から減算すべき金額（別表2-5⑩B欄） 61万6287円

上記金額は、前記iの金額に含まれた、原告が平成31年3月課税期間の翌課税期間以後に受ける各役務の提供に対して支払った、採用費の額に係る消費税相当額18万0327円及び支払手数料の額に係る消費税相当額18万9000円並びに広告費の額に係る消費税相当額24万6960円の合計額である。

上記各役務の提供（課税仕入れ）は、原告が平成31年3月課税期間中に国内において行った課税仕入れではないから、前記iの共通対応課税仕入れから減算すべき金額である。



c 課税売上割合（別表2-5⑤C欄）

33.681056381（以下略）パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表2-5④C欄）

925億9813万4949円

上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄に記載された金額と同額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表2-5①C欄）

311億8803万0040円

上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 合計差引税額（別表1-5⑩C欄） Δ 2億5225万9181円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額である。

a 控除不足還付税額・税率4パーセント適用分（別表1-5⑧A欄）

Δ 882円

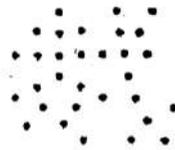
上記金額は、前記(イ)aの金額から前記(ウ)aの金額を減算した金額である。

b 控除不足還付税額・税率6.3パーセント適用分（別表1-5⑧B欄）

Δ 2億5225万8299円

上記金額は、前記(イ)bの金額から前記(ウ)bの金額及び貸倒れに係る税額2万0896円を減算した額である。

なお、上記貸倒れに係る税額は、平成31年3月課税期間確定申告書に添付された付表1の⑥「貸倒れに係る税額（税率6.3パーセント適用分C）」欄に記載された金額と同額である。



(オ) 既に納付の確定した本税額 (別表 1-5 ⑪C 欄)

△4億1,679万7,421円

上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額 (⑦-②-③)」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 (別表 1-5 ⑫C 欄)

1億6,453万8,200円

上記金額は、前記(キ)の金額から前記(オ)の金額を減算した金額である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額 (別表 1-5 ⑬C 欄)

△2億5,225万9,181円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額であり、地方税法 72 条の 82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-5 ⑬A 欄) △882円

上記金額は、前記(キ) a の金額と同額である。

b 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-5 ⑬B 欄) △2億5,225万8,299円

上記金額は、前記(キ) b の金額と同額である。

(ク) 合計差引譲渡割 (別表 1-5 ⑭C 欄) △6,806万9,919円

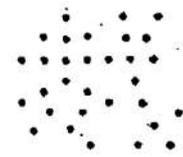
上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額である。

a 還付すべき譲渡割額・税率 4 パーセント適用分 (別表 1-5 ⑭A 欄) △220円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 の規定に基づき、前記(キ) a の金額に税率 100 分の 25 を乗じて算出した金額である。

b 還付すべき譲渡割額・税率 6.3 パーセント適用分 (別表 1-5 ⑭B 欄) △6,806万9,699円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 の規定に基づき、前記(キ) b の金額



に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表1-5㊸C欄)

△1億1246万9127円

上記金額は、平成31年3月課税期間確定申告書の㊸「譲渡割額還付額」欄に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表1-5㊹C欄) 4439万9200円

上記金額は、前記(ケ)の金額から前記(カ)の金額を減算した額である。

(ク) 差引納付すべき消費税等の合計税額 (別表1-5㊺C欄)

2億0893万7400円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成31年3月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

(2) 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の納付(又は還付)すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、それぞれ前記(1)のとおりであるところ、本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額とそれぞれ同額か又はこれを上回るから、本件各更正処分はいずれも適法である。

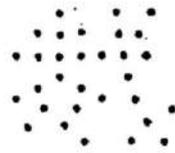
2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

本件各更正処分の適法性については前記1(2)で述べたとおりであるから、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、以下に述べるとおりである。

ア 平成27年3月課税期間 632万9000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成27年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6329万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた



後の金額。後記イないしオにおいて同じ。)に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成28年3月課税期間 3293万6000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成28年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2億1974万円に100分の10の割合を乗じて算出した2197万4000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべき税額2億1974万1300円のうち50万円を超える部分に相当する金額2億1924万円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下エ及びオにおいて同じ。)に100分の5の割合を乗じて算出した1096万2000円との合計額である。

ウ 平成29年3月課税期間 1634万1000円

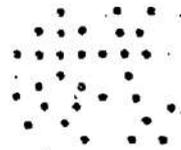
上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成29年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億6341万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成30年3月課税期間 2754万9500円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成30年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億8383万円に100分の10の割合を乗じて算出した1838万3000円と、同条2項の規定に基づき、新たに納付すべき税額1億8383万5400円のうち50万円を超える部分に相当する金額1億8333万円に100分の5の割合を乗じて算出した916万6500円との合計額である。

オ 平成31年3月課税期間 3131万4500円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成31年3月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2億0893万円に100分の10の割合を乗じて算出した2089万3000円と、同条2



項の規定に基づき、新たに納付すべき税額2億0893万7400円のうち50万円を超える部分に相当する金額2億0843万円に100分の5の割合を乗じて算出した1042万1500円との合計額である。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

5 被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ前記(1)アないしオのとおりであり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以 上

別表1-1 平成27年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	1,298,554,000	23,955,698,000	25,254,252,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	55,934,552	1,502,003,663	1,557,938,215	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表2-1⑩欄の金額)	④	367,224,442	980,478,101	1,347,702,543
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	3,544	3,544
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	367,224,442	980,481,645	1,347,706,087
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	311,289,890	0	311,289,890	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	0	521,522,018	521,522,018	
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑩			210,232,100	
	既に納付の確定した本税額 (C欄: 100円未満の端数切捨て)	⑪	△ 309,689,554	470,103,050	160,413,400	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫			49,818,700	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	311,289,890	0	311,289,890
		差引税額(⑨)	⑭	0	521,522,018	521,522,018
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑮			210,232,100	
	譲 渡 割 額	還付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑯	77,822,472	0	77,822,472
		納付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑰	0	140,728,163	140,728,163
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑱			62,905,600	
	既に納付の確定した譲渡割額 (C欄: 100円未満の端数切捨て)	⑲	△ 77,422,388	126,853,204	49,430,800	
	差引納付すべき譲渡割額(⑱C欄-⑲C欄)	⑳			13,474,800	
差引納付すべき消費税等の合計税額(⑫+㉑)	㉑			63,293,500		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-2 平成28年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	△ 3,701,000	31,136,769,000	31,133,068,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	△ 148,051	1,953,682,335	1,953,534,284	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表2-2⑮欄の金額)	④	18,089	2,312,805,579	2,312,823,668
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	18,089	2,312,805,579	2,312,823,668
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	166,140	359,123,244	359,289,384	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	0	0	0	
	合計差引税額(⑨C欄-⑧C欄)	⑩			△ 359,289,384	
	既に納付の確定した本税額	⑪	△ 166,141	△ 532,169,597	△ 532,335,738	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫			173,046,300	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	166,140	359,123,244	359,289,384
		差引税額(⑨)	⑭	0	0	0
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄)	⑮			△ 359,289,384	
	譲 渡 割 額	還付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑯	41,535	96,906,272	96,947,807
		納付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑰	0	0	0
合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑱			△ 96,947,807		
既に納付の確定した譲渡割額	⑲	△ 41,535	△ 143,601,319	△ 143,642,854		
差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑳			46,695,000		
差引納付すべき消費税等の合計税額(⑳+㉑)	㉑			219,741,300		

(注) ①欄の「△」は売上げに係る対価の返還等の額を表す。

税額に関する欄の「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-3 平成29年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	32,450,903,000	32,450,903,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	2,043,820,276	2,043,820,276	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表2-3⑩欄の金額)	④	43,617	1,572,971,096	1,573,014,713
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	43,617	1,572,971,096	1,573,014,713
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	43,617	0	43,617	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	0	470,849,180	470,849,180	
	合計差引税額(⑨C欄-⑧C欄) (100円未満の端数切捨て)	⑩			470,805,500	
	既に納付の確定した本税額 (100円未満の端数切捨て)	⑪	△ 43,617	342,157,270	342,113,600	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫			128,691,900	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	43,617	0	43,617
		差引税額(⑨)	⑭	0	470,849,180	470,849,180
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑩C欄-⑬C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑮			470,805,500
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	10,904	0	10,904
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	0	127,054,540	127,054,540
合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑱			127,043,600		
既に納付の確定した譲渡割額 (C欄: 100円未満の端数切捨て)	⑲	△ 10,904	92,328,152	92,317,200		
差引納付すべき譲渡割額(⑱C欄-⑲C欄)	⑳			34,726,400		
差引納付すべき消費税等の合計税額(⑫+㉑)		㉑			163,418,300	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-4 平成30年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	33,526,345,000	33,526,345,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	2,086,449,737	2,086,449,737	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表2-4⑩欄の金額)	④	18,966	2,000,396,674	2,000,415,640
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	11,890	11,890
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	18,966	2,000,408,564	2,000,427,530
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	18,966	0	18,966	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	0	86,041,173	86,041,173	
	合計差引税額(⑨C欄-⑧C欄) (100円未満の端数切捨て)	⑩			86,022,200	
	既に納付の確定した本税額 (C欄：100円未満の端数切捨て)	⑪	△ 18,966	△ 58,729,312	△ 58,748,278	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄，100円未満の端数切捨て)	⑫			144,770,400	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	18,966	0	18,966
		差引税額(⑨)	⑭	0	86,041,173	86,041,173
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄，100円未満の端数切捨て)	⑮			86,022,200	
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100，⑮B欄×17/63)	⑯	4,741	0	4,741
		納付額 (⑭A欄×25/100，⑮B欄×17/63)	⑰	0	23,217,459	23,217,459
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄，100円未満の端数切捨て)	⑱			23,212,700	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑲	△ 4,741	△ 15,847,592	△ 15,852,333	
	差引納付すべき譲渡割額(⑱C欄-⑲C欄)	⑳			39,065,000	
差引納付すべき消費税等の合計税額(⑫+㉑)	㉑			183,835,400		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表1-5 平成31年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	31,185,659,000	31,185,659,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	1,964,672,635	1,964,672,635	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表2-5⑬欄の金額)	④	882	2,216,910,038	2,216,910,920
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	20,896	20,896
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	882	2,216,930,934	2,216,931,816
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	882	252,258,299	252,259,181	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	0	0	0	
	合計差引税額(⑨C欄-⑧C欄)	⑩			△ 252,259,181	
	既に納付の確定した本税額	⑪	△ 882	△ 416,796,539	△ 416,797,421	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑫			164,538,200	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	882	252,258,299	252,259,181
		差引税額(⑨)	⑭	0	0	0
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄)		⑮			△ 252,259,181
	譲 渡 割 額	還付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑯	220	68,069,699	68,069,919
		納付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑰	0	0	0
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄)		⑱			△ 68,069,919
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲	△ 220	△ 112,468,907	△ 112,469,127
	差引納付すべき譲渡割額(⑱C欄-⑲C欄) (100円未満の端数切捨て)		⑳			44,399,200
差引納付すべき消費税等の合計税額(⑫+⑳)		㉑			208,937,400	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表2-1 平成27年3月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			25,259,032,841
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			25,259,032,841
非課税売上額	③			39,248,907,825
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④			64,507,940,666
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤			39.156470630…%
確定申告書添付の附表2-(2)に記載された 課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	9,628,458,525	20,832,243,326	30,460,701,851
確定申告書添付の附表2-(2)に記載された 課税仕入れに係る消費税額	⑦	366,798,420	1,215,214,194	1,582,012,614
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑧-⑩-⑪)	⑧	364,797,352	812,064,101	1,176,861,453
確定申告書添付の附表2-(2)に記載された 課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	364,868,365	913,921,474	1,278,789,839
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るもの の金額	⑩	0	100,798,959	100,798,959
課税売上げにのみ要するものから減算 すべき金額	⑪	71,013	1,058,414	1,129,427
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通 して要するもの (⑬+⑭+⑮)	⑫	6,198,441	430,105,160	436,303,601
確定申告書添付の附表2-(2)に記載された 課税売上げと非課税売上げに共通 して要するものの金額	⑬	1,930,055	301,292,720	303,222,775
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るもの の金額	⑭	0	100,798,959	100,798,959
課税売上げと非課税売上げに共通して 要するものに加算すべき金額	⑮	4,268,386	28,013,481	32,281,867
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の 税額 (⑥+ (⑫×①/④))	⑯	367,224,442	980,478,101	1,347,702,543
控除対象仕入税額 (⑯の金額)	⑰	367,224,442	980,478,101	1,347,702,543

別表2-2 平成28年3月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			31,139,218,010
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			31,139,218,010
非課税売上額	③			43,771,284,825
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④			74,910,502,835
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤			41.568560924...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	1,142,348	46,060,252,612	46,061,394,960
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れに係る消費税額	⑦	43,518	2,686,848,069	2,686,891,587
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑧-⑩)	⑧	0	2,023,620,241	2,023,620,241
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	0	2,342,861,784	2,342,861,784
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの から減算すべき金額	⑩	0	319,241,543	319,241,543
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの (⑪+⑬)	⑪	43,518	695,682,825	695,726,343
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの の金額	⑫	43,518	343,986,285	344,029,803
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するものに加算すべき金額	⑬	0	351,696,540	351,696,540
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の 税額(⑧+(⑩×①/④))	⑭	18,089	2,312,805,579	2,312,823,668
控除対象仕入税額 (⑭の金額)	⑮	18,089	2,312,805,579	2,312,823,668

別表2-3 平成29年3月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			32,460,088,963
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			32,460,088,963
非課税売上額	③			49,497,964,144
資産の譲渡等の対価の額(②+③)	④			81,958,053,107
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤			39.605734558...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れ等に係る支払対価の額(税込み)	⑥	2,890,860	36,364,989,556	36,367,880,416
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れ等に係る消費税額	⑦	110,128	2,121,303,937	2,121,414,065
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑧-⑩-⑪)	⑧	0	1,324,224,469	1,324,224,469
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	0	1,556,408,654	1,556,408,654
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るもの の金額	⑩	0	229,168,290	229,168,290
課税売上げにのみ要するものから減算 すべき金額	⑪	0	3,015,895	3,015,895
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通 して要するもの(⑬+⑭+⑮)	⑫	110,128	628,057,100	628,167,228
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税売上げと非課税売上げに共通 して要するものの金額	⑬	110,128	366,750,808	366,860,936
⑬のうち、本件各課税仕入れに係るもの の金額	⑭	0	229,168,290	229,168,290
課税売上げと非課税売上げに共通して 要するものに加算すべき金額	⑮	0	32,138,002	32,138,002
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の 税額(⑧+(⑫×①/④))	⑯	43,617	1,572,971,096	1,573,014,713
控除対象仕入税額(⑯の金額)	⑰	43,617	1,572,971,096	1,573,014,713

別表2-4 平成30年3月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			33,541,318,939
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			33,541,318,939
非課税売上額	③			54,209,172,488
資産の譲渡等の対価の額(②+③)	④			87,750,491,427
課 税 売 上 割 合 (① / ④)	⑤			38.223511223...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れ等に係る支払対価の額(税込み)	⑥	1,302,499	44,870,746,872	44,872,049,371
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税仕入れ等に係る消費税額	⑦	49,619	2,617,473,497	2,617,523,116
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑨-⑩-⑪)	⑧	0	1,730,572,557	1,730,572,557
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	0	2,020,173,978	2,020,173,978
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るもの の金額	⑩	0	280,582,757	280,582,757
課税売上げにのみ要するものから減算 すべき金額	⑪	0	9,018,664	9,018,664
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通 して要するもの(⑬+⑭+⑮)	⑫	49,619	705,911,385	705,961,004
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 課税売上げと非課税売上げに共通 して要するものの金額	⑬	49,619	327,006,017	327,055,636
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るもの の金額	⑭	0	280,582,757	280,582,757
課税売上げと非課税売上げに共通して 要するものに加算すべき金額	⑮	0	98,322,611	98,322,611
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の 税額(⑧+(⑫×①/④))	⑯	18,966	2,000,396,674	2,000,415,640
控除対象仕入税額(⑯の金額)	⑰	18,966	2,000,396,674	2,000,415,640

別表2-5 平成31年3月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			31,188,030,040
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			31,188,030,040
非課税売上額	③			61,410,104,909
資産の譲渡等の対価の額(②+③)	④			92,598,134,949
課税売上割合(①/④)	⑤			33.681056381…%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑥	68,775	49,020,937,200	49,021,005,975
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る消費税額	⑦	2,620	2,859,554,670	2,859,557,290
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑨-⑩-⑮)	⑧	0	1,996,507,518	1,996,507,518
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	0	2,273,297,581	2,273,297,581
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るものの金額	⑩	0	272,879,197	272,879,197
課税売上げにのみ要するものから減算すべき金額	⑪	0	3,910,866	3,910,866
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(⑬+⑭+⑮-⑯)	⑫	2,620	654,381,257	654,383,877
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑬	2,620	321,102,448	321,105,068
⑨のうち、本件各課税仕入れに係るものの金額	⑭	0	272,879,197	272,879,197
課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに加算すべき金額	⑮	0	61,015,899	61,015,899
課税売上げと非課税売上げに共通して要するものから減算すべき金額	⑯	0	616,287	616,287
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑧+(⑫×①/④))	⑰	882	2,216,910,038	2,216,910,920
控除対象仕入税額(⑰の金額)	⑱	882	2,216,910,038	2,216,910,920

消費税等に係る課税処分等の経緯

(単位：円)

課税期間	区分	確定申告	①更正処分	①に対する 審査請求	②更正の請求	②に対する 通知処分	②に対する 審査請求	判決	本件再更正処分
平成27年3月 課税期間	年月日	平成27年5月29日	令和2年5月29日	令和2年8月18日					
	課税標準額	25,254,252,000	25,254,252,000	全部の取消し					
	控除対象 仕入税額	1,397,521,175	1,347,702,543						
	納付すべき 消費税額	160,413,400	210,232,100						
	納付すべき 地方消費税額	49,430,800	62,905,600						
	過少申告加算税 の額	-	6,329,000						
平成28年3月 課税期間	年月日	平成28年5月31日	令和2年5月29日	令和2年8月18日	令和2年10月28日	令和3年1月26日	令和3年2月12日		令和4年3月28日
	課税標準額	31,133,068,000	31,133,068,000	全部の取消し	31,133,068,000	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し		31,133,068,000
	控除対象 仕入税額	2,465,870,022	2,312,823,668		2,495,517,364				2,312,823,668
	納付すべき 消費税額	△632,336,738	△359,289,384		△541,983,080				△359,289,384
	納付すべき 地方消費税額	△143,642,854	△96,947,806		△146,246,106				△96,947,807
	過少申告加算税 の額	-	32,936,000		-				-
平成29年3月 課税期間	年月日	平成29年5月26日	令和2年5月29日	令和2年8月18日	令和2年10月28日	令和3年1月26日	令和3年2月12日		
	課税標準額	32,450,903,000	32,450,903,000	全部の取消し	32,450,903,000	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し		
	控除対象 仕入税額	1,701,706,623	1,573,014,713		1,711,419,219				
	納付すべき 消費税額	342,113,600	470,805,500		332,401,000				
	納付すべき 地方消費税額	92,317,200	127,043,600		89,696,300				
	過少申告加算税 の額	-	16,341,000		-				
平成30年3月 課税期間	年月日	平成30年5月31日	令和2年5月29日	令和2年8月18日	令和2年10月28日	令和3年1月26日	令和3年2月12日		
	課税標準額	33,526,345,000	33,526,345,000	全部の取消し	33,526,345,000	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し		
	控除対象 仕入税額	2,145,186,125	2,000,416,640		2,173,749,816				
	納付すべき 消費税額	△58,748,278	86,022,200		△87,311,969				
	納付すべき 地方消費税額	△15,852,333	23,212,700		△23,559,995				
	過少申告加算税 の額	-	27,549,500		-				
平成31年3月 課税期間	年月日	令和元年5月29日	令和2年5月29日	令和2年8月18日	令和2年10月28日	令和3年1月26日	令和3年2月12日		
	課税標準額	31,185,659,000	31,185,659,000	全部の取消し	31,185,659,000	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し		
	控除対象 仕入税額	2,381,449,160	2,216,910,921		2,397,881,521				
	納付すべき 消費税額	△416,797,421	△252,259,182		△433,229,782				
	納付すべき 地方消費税額	△112,459,127	△68,069,920		△116,903,256				
	過少申告加算税 の額	-	31,314,500		-				

(注) 「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄の「△」印は、還付金額を示す。